



台通・川通用水路元坎樋管より

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P2. P3
○臨時総代会、平成24年度決算	P4. P5
○通常総代会、平成25年度事業報告	P6～P9
○平成26年度予算	P10
○お知らせ	P11
○新規採用職員募集	P12

ご挨拶

福岡堰土地改良区 理事長 倉持 悦典



理事長の倉持でございます。就任以来3回目の灌漑に役職員とともに一丸となって取り組んでおります。どうぞよろしくお願ひ致します。

組合員の皆様には、当改良区の各種事業の推進について、日頃から格段のご協力を頂き心から御礼を申し上げます。

お陰様で、各事業概ね順調に進めることが出来ております。

また、茨城県県南農林事務所をはじめ、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、格段のご支援ご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年のご挨拶の中で、土地改良事業に対する平成25年度予算の増額に期待すると申し上げましたが、期待以上のものがあり、早期に完工出来た事業もありました。

今後も、皆様の要望に応えられるべく関係機関と連携して事業の推進をしていく所存です。ただ、土地改良事業は地元負担が必ず伴いますので、管内各市のご理解とご協力を得られないと事業を推進していくことが出来ません。行政には、我々農業者の現状や、農業施設が地域の防災や洪水被害の防止に多大な貢献をしている等を理解してもらい、尚一層のご支援を頂けるよう役職員が一丸となって努力をしていく所存です。

ソフトの面でも、政府も農業が置かれている問題点を考慮して、「人・農地プラン」事業で農地の集積を進め、今年度から名称や内容も改正された、「日本型直接支払制度」という環境や農業施設の維持管理のための施策を打ち出しています。当改良区においても、近年特に問題になっている高齢化に伴って用排水路の草刈り等、集落単位での維持管理が困難になりつつある地域の解消のためにも、この施策に積極的に参加してもらおうよう、茨城県県南農林事務所のご協力を得て

総代の皆さんに説明をしてもらった結果、今までに無い反応がありました。今年度からは、是非、各市にも意識を共有してもらって、共に手を携えてこの施策を推進し、希望する集落には説明会を催したり事務的なお手伝いもしたいと思っております。

さて、問題の環太平洋経済連携協定（TPP）に関しては、この広報が発行される時期には結論が出ているはずですが、4月中旬の現在でも、米に関して関税は残ったとしてもほんの形だけのものになる見通しです。そして、米国からの無関税の米（ミニマムアクセス米）の輸入が大幅に増えることになるという報道がされています。我々農業者にとっては、受け入れがたい結果になることが確実です。今後、政府は日本の農業が、国際的な競争力を持ち自立出来るための施策を打ち出さなければならないと断じます。また、各農業団体との連携も欠かすことは出来ません。早急に強力なネットワークの構築が必要と考えます。

そのような中、今年度の福岡堰土地改良区管内の事業は、県営経営体育成基盤整備事業藤代北部地区が2年目に入り本格的な工事が着工されます。また、県営地盤沈下対策事業につきましては、福岡堰4期地区で進めてきた鐘打落排水路と山谷落排水路の工事が昨年度で完成し、小貝東部2期地区の工事も下流に向けて確実に進んでいます。そして、県営本田排水機場地区については、各関係機関の負担割合が決まり改修に向けての作業に入る予定です。さらに、県営経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区は、水路の工事は全て完了して一部道路工事を残すのみとなり、義務であった農地集積もあと一息まで推進出来ております。この点でも、受益者の皆様のご協力に感謝致します。その他の当改良区発注となる事業におきましても、順次推進していますので皆様の尚一層のお力添えをお願い致します。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 飯岡 輝夫



昨年度に引き続きまして、県南農林事務所土地改良部門長を務めることとなりました飯岡でございます。本年度もよろしくお願ひいたします。

また、福岡堰土地改良区の皆様には、日頃より当管内の

農業農村整備事業の推進にあたりまして、格別のご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。紙面をお借りし厚くお礼申し上げます。

今年は、我が国の農政が大きく変わる転換期を迎えております。国では、農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を車の両輪として、農地中

間管理機構の制度化をはじめ、日本型直接支払制度の創設など4つの改革を進めていくこととしております。

特に、土地改良区の維持管理に関係します日本型直接支払制度のうち農地維持支払につきましては、地域の資源である農地や水路などを地域ぐるみで保全していくための体制を強化するとともに、多面的機能の維持・発揮を支える地域活動に対して支援をするものであり、福岡堰土地改良区としても農地や農業用排水路等の適切な保全管理を図るうえで、積極的な取り組みをお願いいたします。

県としましても、取組面積の拡大に向けまして、市町村や各土地改良区に対して制度の周知や理解をしていただくためのキャラバン活動を実施してまいります。

さて、平成26年度に実施を予定しております福岡堰土地改良区管内の県営事業のうち経営体育成基盤整備事業の伊奈二期地区と藤代北部地区につきましては、伊奈二期地区が幹線道路の用地買収を、藤代北部地区が昨年度に引き続き排水路の護岸工事を実施する予定でございます。また、地盤沈下対策事業の福岡堰4期地区と小貝東部2期地区につきましては、福岡堰

4期地区が谷井田落排水路の工事に着手する予定であり、小貝東部2期地区が寺下、谷井田、九ヶ村用水路の整備を進めますとともに、地元から要望のある新たな路線の整備に向けまして、現在の事業計画の変更作業を進めてまいります。

さらに、平成26年度新規採択が見込まれます基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場地区につきましては、来年度からの本格的な着工に向けて設計等を行ってまいります。各地区の推進につきましては、土地改良区関係者の皆様のご理解とご協力が必要ですので引き続きよろしく申し上げます。県としましても、土地改良区の期待に応えられるよう職員一丸となってがんばってまいります。

最後になりましたが、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員各位のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げましてご挨拶といたします。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 飯村 水男



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました飯村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡堰土地改良区の皆様方には常日頃より、農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特

段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

明治から大正にかけて本県も耕地整理、開墾等の事業が盛んになり、多数の耕地整理組合が設立されました。貴土地改良区におかれましても福岡堰普通水利組合が発足し、福岡堰を鉄筋コンクリート造りに改築致しました。これらの組合の事業推進と、組合員の共同の利益増進を目的に、昭和4年に本会の前身である「茨城県耕地協会」が設立されました。

この協会は、昭和24年の土地改良法の制定に伴い、昭和26年に「茨城県土地改良協会」となり、昭和30年には社団法人となりました。同じく、土地改良法の制定により昭和26年に福岡堰普通水利組合も福岡堰土地改良区に組織変更されました。

昭和32年に土地改良法が改正され、土地改良事業団体連合会の規程が法制化されたことにより、「茨城県土地改良事業団体連合会」の設立となりました。全国各県に県土地改良事業団体連合会が設立され、土地改良事業が推進されることとなりました。福岡堰土地改良区管内におきましても、県営かんがい排水事業、

県営ほ場整備事業等により農業基盤の整備が着々と進められ、昭和46年には新頭首工が完成致しました。

連合会の設立目的は「本会は土地改良事業を行う者の共同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。」(土地改良法第111条の2)と定められ、「連合会は法人とする。」(土地改良法第111条の3)と規定されています。

連合会は沿革にもあるように、土地改良事業が進むにつれて単独で技術者を確保するのが困難になった市町村、土地改良区が設計換地等の技術者を確保養成するため、さらにはその技術を継承し、会員相互の利益を増進することを目的として共同で設立したものといたします。

連合会の会員は県内の市町村、土地改良区等で構成されています。県内の市町村全部と大多数の土地改良区が会員となっており、連合会は会員に対する情報の提供の他、技術的な援助として設計業務や換地業務の受託事業を行っています。

今後とも連合会は、会員の皆様が必要とする農業農村整備事業を的確かつ迅速に実施するための、技術面での援助ができる技術者集団となり得るよう、時代の変化に対応した幅広い知識の習得や技術力の向上を図って参ります。皆様方には、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。

臨時総代会開催

平成25年10月18日(金)、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、取手市久賀地区の内藤 榮総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 平成24年度事業報告の承認について
- 第 2 号議案 平成24年度財産目録の承認について
- 第 3 号議案 平成24年度会計収入支出決算の承認について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 農業体質強化基盤整備促進事業特別会計
- 第 4 号議案 平成25年度県単土地改良事業の施行について
- 第 5 号議案 平成25年度地区除外決済金積立金の運用処分の一部変更について
- 第 6 号議案 平成25年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計

平成24年度決算について

平成25年10月18日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、平成24年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位:円)

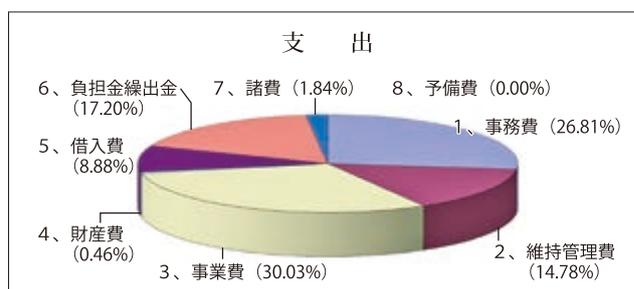
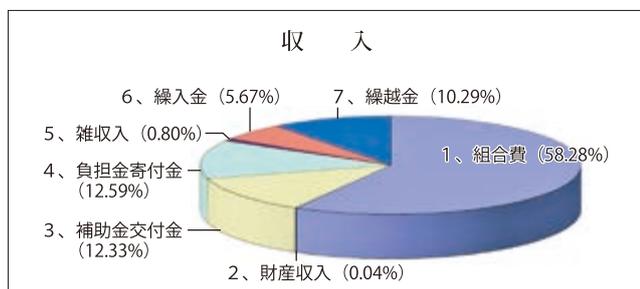
資 産		負 債	
流動資産	43,720,358	長期負債	0
特定資産	623,526,649	短期負債	623,276,649
固定資産	186,667,462		
計	853,914,469	計	623,276,649

会計収入支出決算

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	205,891,300	1. 事 務 費	85,052,918
2. 財 産 収 入	127,500	2. 維 持 管 理 費	46,883,541
3. 補 助 金 交 付 金	43,556,000	3. 事 業 費	95,270,110
4. 負 担 金 寄 付 金	44,491,655	4. 財 産 費	1,474,548
5. 雑 収 入	2,829,592	5. 借 入 費	28,160,000
6. 繰 入 金	20,029,000	6. 負 担 金 繰 出 金	54,553,900
7. 繰 越 金	36,339,195	7. 諸 費	5,823,647
		8. 予 備 費	0
計	353,264,242	計	317,218,664



差引残額 36,045,578円は、平成25年度へ繰越

特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	81,519,059	798,000	80,721,059	平成25年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	11,171,903	11,171,903	0	
(エ) 地区除外決済金積立金	322,447,412	20,168,000	302,279,412	平成25年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	240,276,178	0	240,276,178	平成25年度へ繰越
(カ) 農業体質強化基盤整備促進事業	71,469,300	71,469,300	0	
計	726,883,852	103,607,203	623,276,649	

通常総代会開催

平成26年3月28日(金)、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、常総市五箇地区の朝川 剛総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り可決決定されました。



- 第7号議案 土地改良施設の被買収等に係る契約締結について
 第8号議案 平成25年度土地改良施設維持管理適正化事業施行議決中、一部変更について
 第9号議案 平成25年度農業基盤整備促進事業施行議決中、一部変更について
 第10号議案 平成25年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 (ア) 一般会計
 (ウ) 地区除外決済金特別会計
 (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 (カ) 農業体質強化基盤整備促進事業特別会計
 第11号議案 平成26年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
 第12号議案 県営土地改良事業の施行について
 第13号議案 平成26年度農業基盤整備促進事業の施行について
 第14号議案 平成26年度県単土地改良事業の施行について
 第15号議案 平成26年度会計収入支出予算(案)の議決について
 (ア) 一般会計
 (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 (ウ) 地区除外決済金特別会計
 (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 (カ) 農業基盤整備促進事業特別会計
 (キ) 県単土地改良事業特別会計
 第16号議案 平成26年度予算内一時借入金限度額の議決について

平成25年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区◆

工事名	工事内容 (m)			
鐘打落排水路区 第14工区	排水路工	L = 18	排水フリーム	3.0×1.5
鐘打落排水路区 第15工区	排水路工	L = 200	排水フリーム	3.0×1.5 ~ 1.8
鐘打落排水路区 第17工区	排水路工	L = 338	排水フリーム	0.6 ~ 1.2×0.9
山谷落排水路区 第8工区	排水路工	L = 439	B型柵渠	2.5 ~ 3.0×1.2 ~ 1.5
山谷落排水路区 第9工区	排水路工	L = 420	B型柵渠	2.5×1.2
山谷落排水路区 第10工区	排水路工	L = 480	B型柵渠	2.0 ~ 2.5×1.2
山谷落排水路区 第11工区	排水路工	L = 427	B型柵渠	1.2 ~ 1.5×0.9 ~ 1.2
山谷落排水路区 第12工区	排水路工	L = 527	排水フリーム	0.6 ~ 1.0×0.6 ~ 0.9
山谷落排水路区 第13工区	排水路工	L = 103	排水フリーム	0.6×0.6



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 山谷落排水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
谷 井 田 用 水 路 区 第 1 4 工 区	用水路工	L = 333	三面水路	1.1×0.8
寺 下 用 水 路 区 第 5 工 区	用水路工	L = 343	三面水路	1.1×0.9
寺 下 用 水 路 区 第 6 工 区	用水路工	L = 269	三面水路	1.1×0.9



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 谷井田用水路 施工前 (左)・施工後 (右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 寺下用水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈二期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路付帯工事	排水路取付工	n = 3ヶ所	横断暗渠工	n = 1ヶ所
支線道路工事その1	支線道路3号	L = 707	支線道路4号	L = 672.2
支線道路工事その2	支線道路5号 支線道路7号	L = 302.4 L = 559	支線道路6号	L = 340.2

◆県営経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その1	排水路工	L = 316.6	排水フリューム	0.6×0.6

◆県営湛水防除事業 久賀2期地区◆

工 事 名	工 事 内 容			
旧排水機場撤去工事	吐水槽撤去工 配管撤去工	n = 1式 n = 1式	機場下部撤去工	n = 1式

◆土地改良施設維持管理適正化事業 (第34期生) ◆

工 事 名	工 事 内 容			
福岡堰ローラゲート ワイヤロープ取替工事	ワイヤロープ取替工 ソケット金具加工	L = 306 m n = 4ヶ所	プリテンション加工	n = 4本
谷井田沼落排水樋門 ゲート設備補修工事	開閉装置更新工 上部水密ゴム交換工	n = 2ヶ所 n = 2ヶ所	扉体塗装工 管理橋補修工	n = 2ヶ所 n = 1ヶ所

◆農業基盤整備促進事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
芦 戸 地 区	排水フリーム	L = 369.4	0.8 ~ 0.6×0.9
関 場 北 部 地 区	排水フリーム	L = 378.8	0.6×0.9
福 原 地 区 第 1 工 区	排水フリーム	L = 233.4	0.6×0.9
福 原 地 区 第 2 工 区	排水フリーム	L = 365.5	0.6×0.9 ~ 0.6
つくばみらい地区	道路横断排水暗渠改修工	n = 21 ケ所	
取 手 地 区	道路横断排水暗渠改修工	n = 6 ケ所	



農業基盤整備促進事業 芦戸地区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	道路横断排水暗渠改修工、安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

平成 26 年度予算について

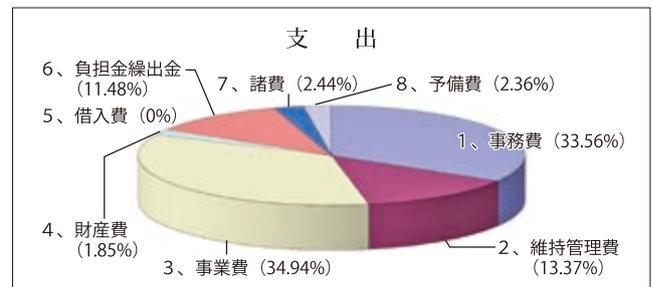
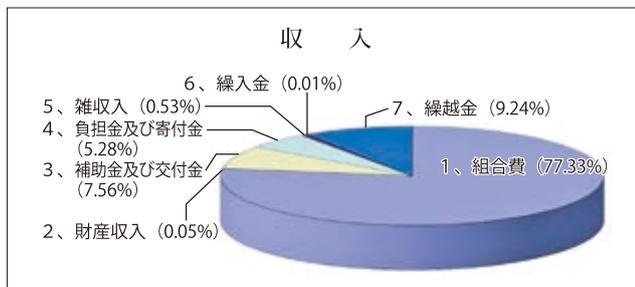
一般会計収支共
270,578,000円也

特別会計収支共
735,890,000円也

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	209,237,000	1. 事 務 費	90,797,000
2. 財 産 収 入	135,000	2. 維 持 管 理 費	36,172,000
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	20,465,000	3. 事 業 費	94,552,000
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	14,279,000	4. 財 産 費	5,000,000
5. 雑 収 入	1,430,000	5. 借 入 費	1,000
6. 繰 入 金	32,000	6. 負 担 金 繰 出 金	31,064,000
7. 繰 越 金	25,000,000	7. 諸 費	6,601,000
		8. 予 備 費	6,391,000
計	270,578,000	計	270,578,000



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常 勤 役 職 員 退 職 給 与 積 立 金	85,750,000	85,750,000
(ウ) 地 区 除 外 決 済 金	3,812,000	3,812,000
(工) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	315,691,000	315,691,000
(才) 備 品 費 及 び 財 産 費 引 当 積 立 金	247,635,000	247,635,000
(力) 農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業	80,001,000	80,001,000
(キ) 県 単 土 地 改 良 事 業	3,001,000	3,001,000
計	735,890,000	735,890,000

お知らせ

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、用排水の通水を妨げないよう水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。十分満足な補償とまではいきませんが、傷害保険には加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡頂けますようお願い致します。

尚、本年第2回目が7月27日(日)に予定されておりますので、ご協力の程重ねてお願い致します。

▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年お願いをしているところですが、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。

回収されるごみは、缶・びん・ペットボトル・家庭ごみ・汚物・自動車のドア部品など多岐に亘ります。中には農業用ビニール・野菜・果物等の農作物も含まれており、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。これらの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆様のご協力をお願い致します。

又、各集落のごみ集積場は、用排水路から離れた敷地へ設置して下さるようお願い致します。ごみが散乱し、用排水路へ流れることがありますので、ご協力の程重ねてお願いを致します。



“ゴミは必ず集積場へ” “誰もがみんな監視員”

▼揚水機場の運転について

管内には、用水の不足を補うための機場が数多く設置されています。この機場はあくまで用水の補給としての施設でありますので、かんがい前や降雨の場合等は運転を停止し、節電のためにもこまめな運転管理をお願いします。

▼交通事故等による施設の破損について

福岡堰土地改良区管内の用排水施設、交通安全施設（ネットフェンス等）が、毎年、交通事故等による施設破損件数増加の傾向にあります。

又、当事者が分からず、組合員の皆様から納入して頂いている賦課金を、充用することになってしまう復旧工事件数も、同様に増加の傾向にあります。

交通事故等により施設を破損された方、破損事故を目撃された方は、必ず当土地改良区へ連絡して下さるようお願い致します。

尚、破損した施設の復旧工事に要する費用は、対物損害賠償責任保険を適用することが出来ますから、加入している保険会社等を連絡して頂ければ、当土地改良区が現地調査の上、保険会社等へ請求し、復旧工事を施工いたしますので、ご協力をお願い致します。



水難事故ゼロへ ご協力を

用水かんがいの時期は水路に常時通水しており、水深も深く、流れも速い状態です。危険ですので水難事故にご注意下さい。特に子供たちの水遊びによる事故が懸念されます。ネットフェンス等の安全施設は設置してありますが、子供たちを水難事故から守る為、ご家族に止まらず地域の皆様も一人ひとりが注意をしい、「遊ばない」「遊ばせない」「近寄らない」を合い言葉に子供たちが水路の近くで遊ばないようご協力をお願い致します。

こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に組合費通知書を発行しておりますが、面積・組合員名に相違あるという連絡が多くあります。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることでありますので、必ず届け出るようお願い致します。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように十分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課することとなりますので、注意して下さい。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることとなっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

▼新規採用職員募集

福岡堰土地改良区では、平成26年度内又は平成27年度新規採用職員を募集します。

- ◆ 募集職種：一般事務
- ◆ 採用年月日：10月1日（水）又は平成27年4月1日（水）
- ◆ 募集人数：1名
- ◆ 受験資格：平成3年4月2日以降に生まれた方（[大卒・短大卒（専門含む）・高卒、平成27年4月1日採用希望者は、卒業見込み者を含む]長期勤続によるキャリア形成を図る観点から年齢制限を定めています）
- ◆ 申込期間：5月1日（木）～6月27日（金）まで（市販履歴書A4にて受付）
- ◆ 受付時間：午前9時～午後5時（土日祭日を除く）
- ◆ 試験日：一次試験＝8月3日（日）筆記試験（一般教養試験）及び論文 [合否通知8月中旬]
二次試験＝8月中旬～下旬（平日）口述試験 [一次試験合格者に別途通知]
採用合否通知9月上旬
- ◆ 試験会場：福岡堰土地改良区事務所
- ◆ 問い合わせ先：福岡堰土地改良区庶務課

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232
FAX 0297-52-6348
HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>
e-mail info@fukuoka-suiri.or.jp
庶務課＝庶務全般、換地関係
経理課＝会計、組合費賦課徴収関係
工務管理課＝工事全般、用水配分関係

人 事

～ お世話になります ～

堀越 大紀

23歳 出身地 つくばみらい市下島

平成26年1月1日付、工務管理課に勤務しております。宜しくお願い致します。